

## 審議会答申を尊重した議員定数（素案）について

平成25年1月  
所沢市議会

所沢市議会は、平成23年の地方自治法の一部改正により、議員定数の上限数を定めた規定がなくなったことを重く受け止め、市民への説明責任を果たすためにも、議員定数及びその根拠を明確していくことが必要であると考えました。

このため、より客観的な議論をしていただくため、昨年5月に、有識者等5名からなる第三者機関の「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を設置し、「議員定数の算出根拠等」について諮問し、去る11月29日付けで答申をいただきました（答申は、別途ご覧ください。）

この答申を踏まえ、市議会で協議した結果、現時点での議員定数(素案)については、答申を尊重し、下記のとおりとしましたので、皆様からのご意見をお待ちしております。

### 議員定数（素案）

#### 1. 議員定数

議員定数については、現行の36人を37人とする。

ただし、現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間33人とする。

以上は、次の任期（平成27年5月1日から平成31年4月30日まで）に係る市議会議員一般選挙から適用する。

#### 2. 根拠・理由

「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」からの答申を尊重し、素案としたものである。

##### (1) 議会活動の充実のために求められる議員定数

議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、それぞれ9人で構成する4つの常任委員会を確保する定数と考える。したがって、あるべき議員定数は37人となる。

$$\text{常任委員会数}(4) \times \text{委員数}(9人) + \text{議長}(1人) = 37人$$

##### (2) 当面の情勢下における議員定数についての判断

当面の政治的な判断として若干の定数減を行う場合には、33人を下限とすることが望ましい。

$$\text{常任委員会数}(4) \times \text{委員数}(8人) + \text{議長}(1人) = 33人$$

議員定数（素案）は、審議会答申を尊重した現時点のものであり、今後、市民の皆様からいただいた意見等を踏まえ、改めて協議し、所沢市議会としての最終的な議員定数を決めてまいります。

**素案についての補足説明【答申のポイント】**

( 1 ) 所沢市におけるあるべき議員定数のあり方について 答申書 16 ~ 17P  
**議会活動の充実のために求められる議員定数**

議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、9人で構成する4常任委員会を確保する定数と考える。

なお、所沢市議会では、議長は実質的に常任委員会に参加しないことが慣例となっており、議長の役割に照らしてそれは適切なことであると判断される。したがって、あるべき議員定数は37人となる。

**当面の情勢下における議員定数についての判断**

当面の情勢下の政治的な姿勢を示すことの必要と効果もまた、無視することのできない論点である。

当面の政治的な判断として若干の定数減をおこなう場合には、33人を下限とすることが望ましい。

( 2 ) 常任委員会について 答申書 16 ~ 17P ( 11P、13 ~ 14P )

所沢市議会では、総務・教育福祉・市民環境・建設水道の4つの常任委員会を設置し、議会に提出される議案及び請願・陳情の審査や閉会中の特定の事件に関する調査等を行っています。

審議会では、所沢市議会の活動状況や他の自治体の実態を検証するとともに、現議員に対するヒアリングやアンケート調査を通して議員の考えを確認することなどにより、市議会の政策審議の実質的な場である常任委員会についての判断をいただきました。

今後においても現在の4つの委員会をもつ体制が望ましい。

少なくとも一定数の議員から、9人の方が望ましいとの意見が出されているという点を考慮すると、1委員会9人を維持する方が、より望ましい。

本素案を基に現行の所沢市議会議員定数条例（平成13年条例第56号）の改正を行った場合の例は以下のとおりです。

素案による例	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、所沢市議会の議員の定数は、<u>37人</u>とする。</p> <p>附 則 略</p> <p><b>附 則</b>  <b>(施行期日)</b>  <b>1 この条例は、平成 年 月 日から施行し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</b>  <b>(経過措置)</b>  <b>2 当分の間、改正後の所沢市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、33人とする。</b></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、所沢市議会の議員の定数は、<u>36人</u>とする。</p> <p>附 則 略</p>